

煙火消費許可申請に係る審査基準等

豊田市煙火消費許可事務処理要綱（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「施行令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）及び豊田市火薬類取締法施行細則（平成17年規則第19号。以下「細則」という。）に規定する煙火の消費許可事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）条例 豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号）をいう。
- （2）煙火 法第2条第1項第3号へに規定するもの（観賞、信号、演劇等の効果の用に供するために加工されたものに限る。）をいう。
- （3）保安距離 規則第56条の4第4項第1号に規定する安全な距離で、打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から水平に計測した距離をいう。

第3条 «省略»

（消費許可を要さない数量）

第4条 法第25条第1項ただし書により、市長の許可を受けないで消費することのできる煙火の数量（以下「無許可数量」という。）として、規則第49条第4号及び第4号の2に規定する用途及び数量とは、次に掲げるものとする。

- （1）観賞又は信号用の煙火のうち、消費場所において1日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

- ア 仕掛煙火に使用する炎管 200個以下
- イ スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物（筒物1個の、火薬量が1グラム以下で爆薬量が0.1グラム以下のもの） 300個以下
- ウ 爆竹（爆竹1個が、1本あたりの火薬量1グラム以下で、爆薬量0.1グラム以下の筒物30本以下で連結されているもの） 300個以下
- エ 直径14センチメートル以下の球状の打上煙火 75個以下
（直径6センチメートルを超えるものの個数が25個以下であって、直径10センチメートルを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。）
- オ 競技用紙雷管 無制限

- （2）映画、演劇等の効果用として、1日に消費できる無許可数量は、次のとおりとする。

- ア 原料をなす火薬又は爆薬の量が1個50グラム以下の煙火 85個以下（原料をなす火薬又は爆薬15グラムを超えるものの個数が35個以下であって、原料をなす火薬又は爆薬30グラムを超えるものの個数が5個以下である場合に限る。）

イ 発煙筒又は撮影用照明筒

無制限

ウ 爆薬（爆発音を出すためのものをいう。）の量が0.1グラム以下の煙火

無制限

（消費許可の取扱い）

第5条 法第25条第1項に規定する市長の許可が必要な煙火の消費は、次に掲げるものとする。

（1）一の消費場所で、1日に消費する煙火の合計数量が、前条に規定する数量を超えるもの

（2）法第25条第1項に規定する許可を受けた後、その許可内容のうち目的、場所、日時、煙火の種類及び数量又は危険予防の方法に変更があるもの

2 前項に掲げる煙火の消費が一の消費場所であり、かつ、同一目的であるときは、一の消費として取り扱うものとする。

（許可申請書の審査）

第6条 火薬類消費許可申請書の記載事項の審査は、次に掲げるとおりとする。

（1）申請者の氏名は、花火大会等を主催する者（以下「主催者」という。）の氏名が記載されていること。ただし、主催者の承諾により、当該花火大会等に係る煙火製造業者又は販売業者の氏名とすることができる。

（2）名称欄は、主催者の事業所の名称又は花火大会等の名称が記載されていること。

（3）事務所所在地（電話）欄は、主催者の主たる事務所の所在地が記載されていること。ただし、主催者が自治区長等である場合は、当該自治区長等の住所とすることができる。

（4）職業欄は、主催者の職業が記載されていること。

（5）（代表者）住所氏名（年令）欄は、主催者に関するものが記載されていること。

（6）火薬類の種類及び数量欄は、次に掲げるそれぞれの内容が直接該当欄内に記載されていること。

ア 打揚煙火は打揚玉の号数又は外径ごとの個数が記載されていること。ただし、仕掛煙火に含まれる打揚玉又はスターマインの打揚玉の個数を含まないものとする。

イ 噴出煙火である手筒煙火、台付煙火等は、1本ごとの薬量及び本数が記載されていること。

ウ 仕掛煙火は、名称、内容及び数量が記載されていること。

（7）目的欄は、観賞、信号等の目的が明確に記載されていること。ただし、「○○町納涼花火大会」、「○○神社祭典」等とその目的が判明できる記載とすることができる。

（8）場所欄は、消費場所の番地が正確に記載されていること。ただし、番地の記載が困難な場合は、「○○町地先○○河川敷」、「○○町地内○○堤防」等とその場所が特定できる記載とすることができる。

（9）日時（期間）欄は、打揚筒、仕掛け等の準備又は設定の時間を含めない煙火の消費を行う時間が記載されていること。ただし、2日以上にわたる煙火の消費の場合は、初日の消費を開始する時間から最終日の消費を終了する時間までの記載とすることができる。

- (10) 危険予防の方法欄は、警戒措置、交通規制及び不発煙火等の回収措置の方法が具体的に記載されていること。

第7条 «省略»

(消費許可の審査)

第8条 消費許可の審査は、この条に定める基準によるものとする。

2 煙火を消費する目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 観賞又は信号の用に供するものであること。
- (2) 映画又は放送番組制作の効果の用に供するものであること。
- (3) 演劇、音楽その他芸能公演の効果の用に供するものであること。
- (4) スポーツ興業の効果の用に供するものであること。

3 煙火の消費は、次の事項に該当し、かつ、公共の安全の維持に支障がないものでなければならない。

- (1) 公安委員会への意見の聴取において、当該意見が公共の安全の維持に支障のない旨の回答であるほか、公共の安全の維持に関する重要な意見と判断する場合には、当該意見を煙火の消費における許可の条件とするものであること。
- (2) 前条の意見聴取に該当しない煙火の消費については、法第23条に定める取扱者の制限及び法第26条に定める消費の技術上の基準に適合していることにより、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

4 打揚煙火の打揚筒、仕掛煙火の設置場所等から人の集合する場所、建物等に対してとるべき保安距離は、別表第1に定めるとおりとする。

5 規則第56条の4第4項第11号ただし書きの防護措置等は別表第2に定めるとおりとする。

6 噴出煙火の保安距離は、次に定めるとおりとする。

- (1) 人の集合する場所に対してとるべき保安距離は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず観客に対して同表に定める保安距離がとれない場合で、高さ90センチメートル以上の不燃材、難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、別表第4に定めるとおりとすることができる。
- (2) 建物等に対してとるべき保安距離は、噴出煙火の炎及び火の粉が建物等に届かない距離であること。ただし、安全に消費することが可能な場合は、この限りではない。
- (3) 2本以上同時に消費できる場合の筒相互間の距離は、噴出煙火の種類及び薬量に応じて別表第3に定める筒相互の間隔がとられているものであること。

7 前2項に掲げるもの以外の煙火の保安距離は、その都度公安委員会と協議のうえ決定する。

8 消費の技術上の基準は、第2項から前項までに定めるもののほか、法第23条及び法第26条に適合するものでなければならない。

第 9 条 　《省略》

第 1 0 条 　《省略》

（標準処理期間）

第 1 1 条 　煙火消費許可の処理に要する期間（申請の受付の日から消費許可証の発行の日までの事務に係る期間をいう。）は、概ね 3 0 日間とする。

第 1 2 条から第 1 5 条 　《省略》

（事故等の報告）

第 1 6 条 　市長は、煙火消費に係る事故を覚知した場合は、直ちに愛知県防災局へ通報するものとする。

2 　前項に掲げる通報には、愛知県が定める「火薬類事故措置要綱」の事故報告書の様式（以下、県様式という。）（県様式 1 - 1、がん具煙火は県様式 3）を用いるものとする。

3 　事故の報告は、事故の発生から 1 0 日以内に、事故等報告書（省令様式第 4 7）、事故等報告書別紙（県様式 1 - 3）、細則第 8 条の規定により提出された煙火災害発生状況報告書の写し及び当該消費の内容が分かる資料等を添えて愛知県知事へ報告するものとする。

4 　市長は、当該年度の煙火の消費許可件数について、年度末に煙火消費許可件数等報告書（様式第 1 2 号）により愛知県防災局長へ報告するものとする。

第 1 6 条の 2 　市長は、管内の事業者から異常事象（事故に該当しないものの、事故及び災害に繋がる可能性あった危険な事象をいう。）の連絡を受けた場合は、必要に応じ現場におもむき状況を確認のうえ、異常事象が煙火消費にあるものは県様式 2、がん具煙火に係るものは県様式 3、それ以外は県様式 1 - 1 及び県様式 1 - 2 に基づき、事業者に対して異常事象の報告を求めることとする。

2 　事業者からの異常事象の報告を受理後、遅滞なく愛知県防災局長に報告するものとする。

別表・様式 　《省略》